

# 第12次労働災害防止推進計画のポイント

平成25年度から平成29年度(5か年計画)

厚木労働基準監督署

ポイント 1  
重点対策ごとに  
数値目標を設定

労働災害全体の減少目標に加え、  
重点対策ごとに数値目標を設定しています。

ポイント 2  
第3次産業を  
最重点業種に

全体に占める割合が高まり、今後も増加が懸念される第3次産業に焦点を当て、特に災害の多い「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」に対する集中的取組を実施します。

ポイント 3  
死亡災害に対し  
重点を絞った取組

依然として死亡災害が発生している建設業、製造業に対して、「墜落・転落災害」「機械によるはさまれ・巻き込まれ災害」に重点を当てて取り組めます。

重点政策ごとの具体的取組 リスクアセスメントの普及促進、高齢労働者対策、非正規雇用労働者対策は共通です。

第3次産業  
対策

商工会議所、飲食店組合、社会福祉協議会等の「小売業」「社会福祉施設」「飲食店」が加入する団体との連携を強化して、労働災害防止の取組について、周知・啓発を行います。

陸上貨物  
運送・取扱

陸上貨物運送事業労働災害防止協会神奈川支部厚木分会、神奈川労務安全衛生協会厚木支部倉庫部会との連携を強化して、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を周知します。また、労働災害防止の取組について、荷主等に対し、要請します。

食料品  
製造業

神奈川労務安全衛生協会厚木支部食料品加工委員会との連携を強化し、食品加工用機械に係る法令改正を周知するとともに、手指の切断等の障害を伴う労働災害が跡を絶たないことから、「機械の包括的な安全基準に関する指針」を周知し、本質安全化を推進します。

建設業

建設業労働災害防止協会神奈川支部厚木分会、木造家屋建築工事等災害防止協会、公共工事発注機関との連携を強化し、研修会や講習会の開催のほか、合同パトロールを実施します。また、工事施工中の現場の工事責任者を対象とした連絡会議を開催します。

製造業

神奈川労務安全衛生協会厚木支部安全部会との連携を強化し、研修会や講習会の開催のほか、リスクアセスメントの普及促進、あんぜんプロジェクト参加勧奨のほか、労働災害防止の取組について指導します。

メンタルヘルス  
対策

心の健康づくり計画の作成によるメンタルヘルス対策が推進されるよう指導を強化し、メンタルヘルス対策支援センターの活用を勧奨します。

過重労働  
対策

労働時間の適正な管理のほか、月80時間を超える時間外労働を行う事業場に対し、医師との面接指導等の実施を推進させるため、面接指導実施要領の作成を指導します。

化学物質

化学物質取扱い事業場に対し、化学物質に係るリスクアセスメントの導入を指導し、危険性または有害性の低い化学物質への代替化を促進します。

腰痛予防

「職場における腰痛予防対策指針」の周知・啓発を行います。

粉じん障害  
防止対策

第8次粉じん障害防止総合対策を推進します。

熱中症  
対策

「熱中症を防ごう」を配布し、早期警戒、早期対応を勧奨します。

受動喫煙  
防止対策

「職場における喫煙対策のためのガイドライン」の周知・啓発を行います。

## 重点業種別各年災害減少目標 一覧

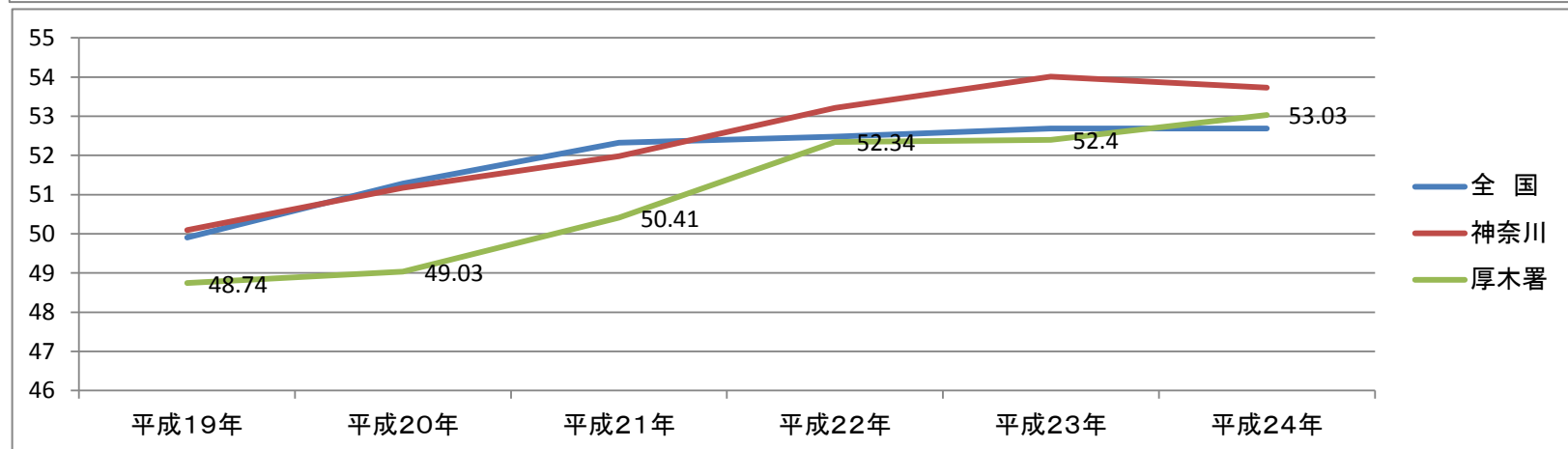
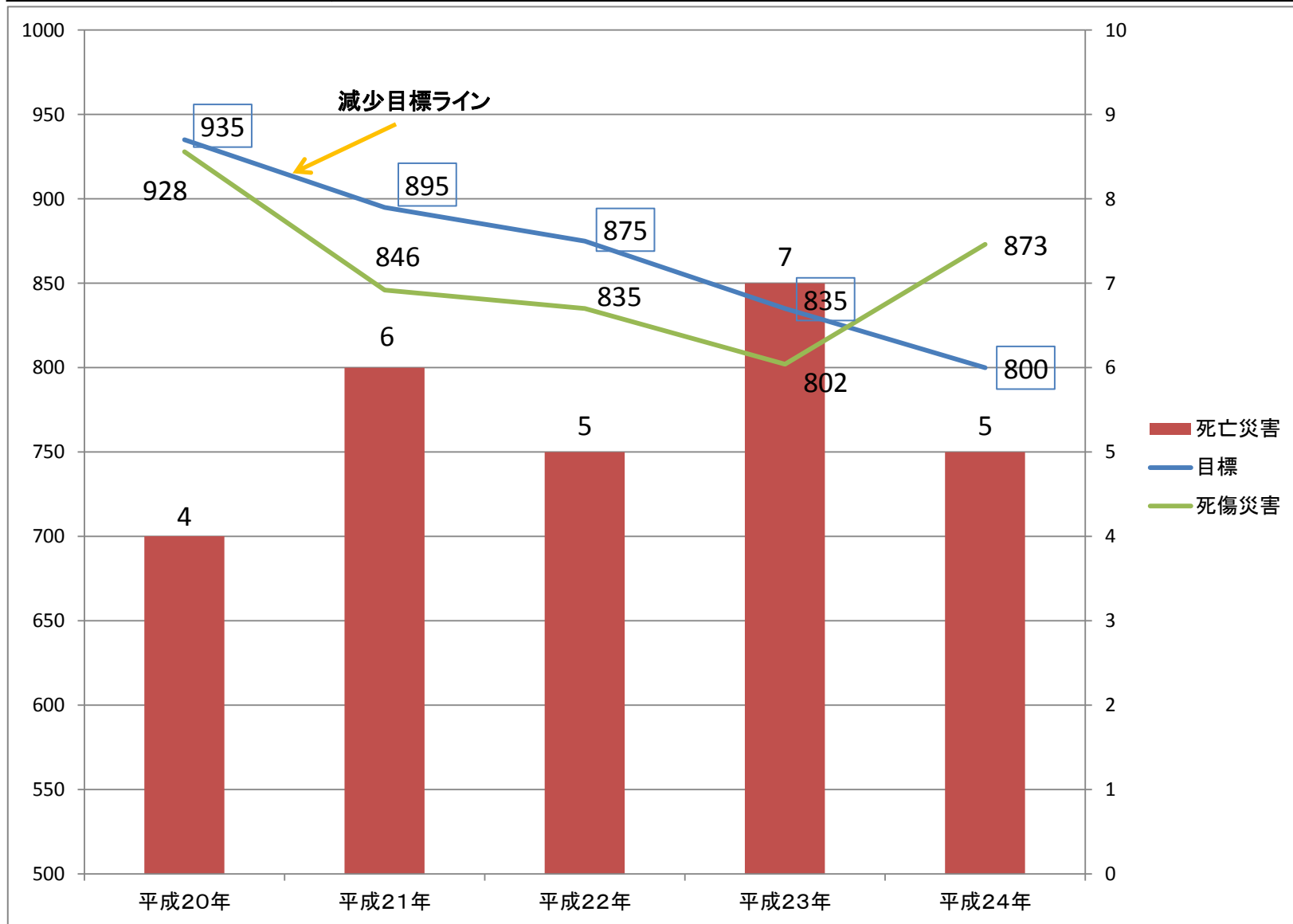
各年毎の数値目標		平成24年 (基準年)	平成25年 (1年目)	平成26年 (2年目)	平成27年 (3年目)	平成28年 (4年目)	平成29年 (最終年)
全業種	死亡 (15%以上)	5 対前年減少率⇒	5 0.0%	5 0.0%	4 -20.0%	4 0.0%	4 0.0%
	休業 (15%以上)	873 対前年減少率⇒	846 -3.1%	819 -3.2%	793 -3.2%	767 -3.3%	742 -3.3%
小売業	死亡・休業 (20%以上)	86 対前年減少率⇒	82 -4.7%	78 -4.9%	74 -5.1%	71 -4.1%	68 -4.2%
社会福祉施設	死亡・休業 (10%以上)	26 対前年減少率⇒	26 0.0%	25 -3.8%	24 -4.0%	23 -4.2%	23 0.0%
飲食店	死亡・休業 (20%以上)	36 対前年減少率⇒	34 -5.6%	32 -5.9%	30 -6.3%	29 -3.3%	28 -3.4%
陸上貨物運送業	死亡・休業 (10%以上)	125 対前年減少率⇒	122 -2.4%	119 -2.5%	117 -1.7%	115 -1.7%	112 -2.6%
貨物取扱業	死亡・休業 (10%以上)	45 対前年減少率⇒	44 -2.2%	43 -2.3%	42 -2.3%	41 -2.4%	40 -2.4%
建設業	死亡 (20%以上)	1 対前年減少率⇒	1 0.0%	1 0.0%	1 0.0%	0 -100.0%	0 0.0%
	休業 (15%以上)	85 対前年減少率⇒	82 -3.5%	79 -3.7%	76 -3.8%	74 -2.6%	72 -2.7%
製造業	死亡 (10%以上)	1 対前年減少率⇒	2 100.0%	1 -50.0%	1 0.0%	0 -100.0%	0 0.0%
	休業 (15%以上)	197 対前年減少率⇒	191 -3.0%	185 -3.1%	179 -3.2%	173 -3.4%	167 -3.5%
食料品製造業	死亡・休業 (15%以上)	46 対前年減少率⇒	44 -4.3%	43 -2.3%	42 -2.3%	41 -2.4%	39 -4.9%
50歳以上 (全業種)	死亡・休業 (5%以上)	369 対前年減少率⇒	365 -1.1%	361 -1.1%	357 -1.1%	353 -1.1%	350 -0.8%

神奈川県労働局が定める具体的な対策について推進します。

メンタルヘルス対策	平成29年度末において、心の健康づくり計画を策定している事業場数を500以上とする。
過重労働による健康障害防止対策	月80時間を超える時間外労働が認められる事業場の80パーセント以上について、面接指導要領を作成させる。
化学物質対策	平成29年度末において、化学物質を取り扱う事業場の50パーセント以上に化学物質に係るリスクアセスメントを導入させる。
腰痛予防対策	平成24年と比較して平成29年の腰痛による休業4日以上業務上疾病者数を10パーセント以上減少させる。
熱中症対策	平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による死亡者数を0人、休業4日以上死傷者数を6人以下とする。

# 第11次労働災害防止推進計画のとりまとめ

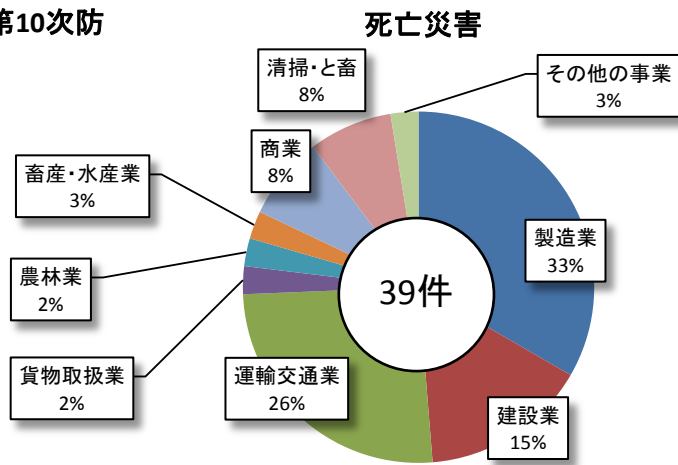
平成19年	死 亡	12件	厚木労働基準監督署
	休業4日以上	978件	
目 標	死亡災害	平成24年において、平成19年比42パーセント以上減少(7件以下)	
	死傷災害	平成24年において、平成19年比18パーセント以上減少(800件以下)	
	有所見率	平成24年において、平成19年比1.8パーセント以上減少(47.8%以下)	



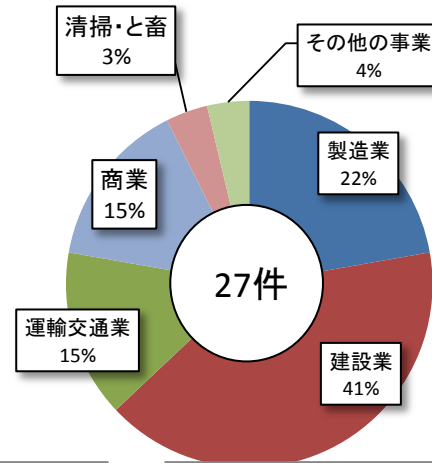
定期健康診断結果の有所見率

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
全 国	49.9	51.28	52.32	52.48	52.69	52.69
神奈川県	50.09	51.17	51.98	53.21	54.01	53.73
厚木署	48.74	49.03	50.41	52.34	52.4	53.03

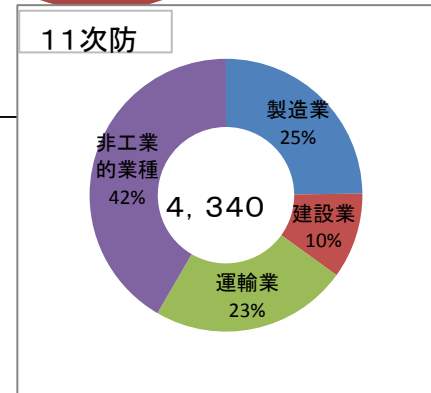
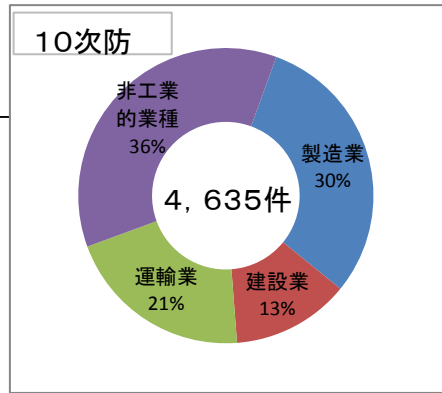
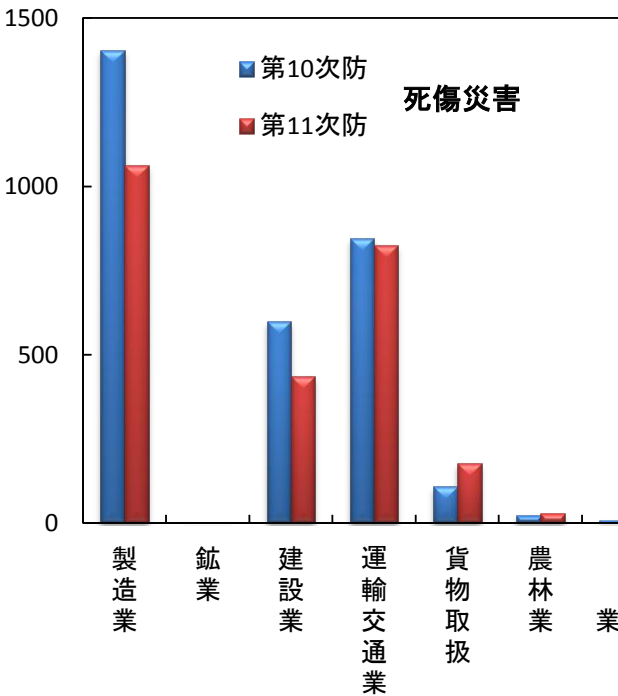
## 第10次防



## 第11次防



## 第10次防と第11次防の業種別発生状況



## 1 目標の達成状況

### (1) 死亡災害

平成20年に期間中最少の4件となったが、平成23年には、7件発生しており、同期間中の総件数は、27件であった。

平成24年の死亡災害発生件数は、5件(-58.4%)となり、目標に掲げた平成19年比42パーセント以上の減少(7件以下)を達成することができた。

10次防期間中の総件数39件と比較しても11次防期間中は、総件数27件となっており、着実に死亡災害が減少しているが長時間労働等による過重な労働による健康障害を発生させた結果、死亡に至ったものが2件発生しており、労働時間の削減、過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策を推進する必要がある。

### (2) 死傷災害

平成24年に873件発生しており、目標とした平成19年比18パーセント以上の減少(800件以下)を達成できなかった。

平成20年から平成23年までは、目標数値を下回り、順調に推移してきたが、最終年の平成24年には、労働災害防止に係る取組を最重点課題として推進したにもかかわらず、前年比プラス71件(+6.4%)の大幅な増加となり、目標数値を大きく上回る結果となった。

### (3) 定期健康診断における有所見率

平成24年において、平成19年比マイナス1.8パーセントの有所見率47.8パーセント以下を目標としたが、年々増加傾向にあり、神奈川県全体の有所見率と比較してわずかに低くなっているものの、全国平均を上回る状況にある。

## 2 問題点等

製造業及び建設業については、死傷災害件数は減少したものの、死亡災害については、減少が見られず、製造業におけるはさまれ・巻き込まれや建設業における墜落・転落等、在来型の労働災害による死亡災害であることから、引き続きリスクアセスメント実施による機械装置の本質安全化の推進や建設業における墜落防止措置の徹底を指導する必要がある。

また、労働災害の増加が顕著である第3次産業については、新規事業場の開設等に伴い労働人口が増加していることに加え、安全衛生管理体制が不十分な事業場も多く、4S活動等の労働災害防止の取組が低調であるほか、事業者及び労働者双方の安全意識の欠如に伴う転倒及び動作の反動・無理な動作による腰痛の発生割合が高いが、対象事業場が膨大であることから、広範囲に労働災害防止の取組を呼びかける必要がある。

## 3 今後の取組について

製造業及び建設業については、死傷災害に減少が見られたことから、自主点検、集団指導、監督指導等を実施していくことに加え、労働災害防止団体が実施するパトロール等への参加により、労働災害が減少することが期待されるが、死亡災害については、減少が見られないことから、リスクアセスメントの普及及び定着について、一層取組を奨励し、作業に伴う危険性又は有害性の的確な把握と計画的なリスク低減措置の実施により、自主的な安全活動を促進させる必要がある。

陸上貨物運送業及び貨物取扱業については、新規参入事業者が増加する見込みがあり、これらの把握及び安全管理体制等の整備について指導していく必要がある。

小売業、社会福祉施設、飲食店については、商工会議所、飲食店組合、社会福祉協議会等の団体との協力関係を構築し、当該団体を通じて、労働災害の現状や労働災害防止の取組について、傘下会員へ広く周知を行う必要があるほか、これまで以上に地方自治体の関係部署とも協働する取組を実施する必要がある。

全産業共通の課題として、50歳代以上の発生比率が年々増加していることから、高齢労働者に配慮した職場改善事例等について、周知していくものとする。